

各 位

会 社 名 テックファームホールディングス株式会社 代表 者名 代表取締役社長CEO 永守 秀章 (コード番号:3625 東証グロース) 問合せ先 経営管理部長 松本 圭太 (TEL.03-5365-7885)

# 当社子会社の取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

# 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年11月20日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 30,000株
(3) 処分価額	1株につき748円
(4) 処分価額の総額	22, 440, 000円
(5) 割当予定先	当社の子会社の取締役 1名 12,000株
	当社の子会社の執行役員 3名 18,000株
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である取締役等が交
	付を受けることとなる日の属する事業年度の半期報告書提
	出までの間、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、
	処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法に
	よる有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。

# 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社子会社の取締役及び執行役員に対して、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2021年9月28日開催の第30回定時株主総会において当社の取締役についてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度と同様の制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

# <本制度の概要>

付与対象者は、本制度に基づき当社子会社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産と して払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により付与対象者である当社子会社の取締役に対して支給される金銭報酬債権の額は、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で年額1億円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東

京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ 直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける付与対象者に特に有利とならない範囲において 取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本年 10 月 20 日開催の当社子会社の取締役会の決議に基づいて、当社子会社の取締役 1 名及び執行役員 3 名(以下、総称して「対象者」といいます。)に付与される当該子会社に対する金銭報酬債権の合計 22,440,000 円を現物出資の目的として(募集株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 748 円)、当社の普通株式合計 30,000 株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

# (1) 譲渡制限期間

対象者は、2025年11月20日(払込期日)から2028年12月1日までの間、本割当株式について 譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

# (2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合、当該地位喪失時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

# (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約 又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編 等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認さ れた場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生 日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

# 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 10 月 17 日 (当社の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 748 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上